

1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、タブレット端末（パソコンを含む）とスマートフォンを併用した家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

＜考慮すべき事項＞

- (1) 端末（タブレット・スマートフォンなど、画面が大きくタッチ操作できる機器）
 - (2) 回線：無線（Wi-Fi）・携帯通信（LTE）など、インターネットの利用ができる接続手段
 - ※家庭の無線（Wi-Fi）環境への接続は、保護者が行うこと
 - ※携帯通信（LTE）では、利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること
- 教育委員会が必要と判断した際には、登別市教育委員会が児童生徒に貸与しているタブレット端末を保護者に貸し出すことを可能とする。ただし、回線使用料は、保護者負担とする。

3 利用における注意事項

利用者は、次のことを順守すること。

- (1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- (2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机の上に置いたままその机の上で食事するなど）
- (4) Google アカウントユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (5) 端末を持ち帰った場合は、自宅で充電を行うこと。
- (6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
 - ※学校から持ち出すことで、タブレット端末は保守・保険の対象外となる。
 - ※破損等の不具合が生じた場合は、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
 - ※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策等）」の提出を要する。
- (7) 端末利用において不具合が生じた場合、遅延なく速やかに学校へ報告すること。
- (8) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- (9) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- (10) 学校に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- (11) 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板等への投稿）などは禁止する。

4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定する。

令和6年6月1日

保護者及び児童生徒の皆様

「登別市『タブレット端末等持ち帰り利用のルール』」について

登別市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末等を上手に活用していくことが大切です。タブレット端末等はみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができ、家庭学習などに役立ち大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

登別市教育委員会は、「登別市『タブレット端末等持ち帰り利用のルール』」を以下のよう
に定めましたので、皆さんでこのルールを守り、タブレット端末等を「安心・安全・快
適」に活用するようお願いいたします。

登別市『タブレット端末等持ち帰り利用のルール』

1 はじめに

皆さんがタブレット端末等を自宅に持ち帰って利用する目的は、自宅で予習や復習をするなど、勉強道具として利用し、自分の勉強に役立てるためです。自宅でタブレット端末等を利用する際、以下のルールを守ってください。

2 使い方について

- 学習でのみ利用すること。
- 自宅でのみ利用すること。
- アプリケーションをインストールしたり、アンインストールしたりしないこと。
- タブレット端末に個人情報等の重要なデータを保存しないこと。
- タブレット端末等を利用する時間は、学校が決めた時間を守ること。
- 画面は、指や専用ペンでのみ触れ、鉛筆やペンで触れる、落書きをする、磁石を近づけるなどは絶対にしないこと。
- 登下校中は、タブレット端末等をかばんから出さないこと。
- タブレット端末等を手に持ったまま走ったり、地面に置いたりしないこと。
- かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしないこと。
- 持ち運びの際は、盗難・紛失に気を付けて各個人できちんと管理すること。
- 落としてこわしたり、水でぬらしたりしないように十分に気を付けること。
- 水をかけたり、湿気の多いところでは使わないこと。
- 日光の下やストーブの近くなどには置かないこと。

3 保管場所について

- 家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておくこと。

4 健康面について

- タブレット端末を利用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けること。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、時々目を休ませること。

5 安全面について

- あやしいサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、家の人に知らせること。

6 個人情報について

- タブレット端末等を他の人に貸したり、使わせたりしないこと。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげないこと。
- 相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込まないこと。また、そのようなことを見聞きしたらすぐに学校や家の人に伝えること。
- 各機能やサービスを利用するためのアカウントは、一人に1つずつ配られているので、アカウントやパスワードは、他の人に分からないように大切に保管すること。

7 撮影について

- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮影せず、必ず撮影する相手の許可をもらうこと。

8 データの保存について

- 学習に必要なないデータを保存しないこと。

9 設定について

- デスクトップ上のアイコンの並びや位置、背景の画像、色などのタブレット端末の設定は、勝手に変えないこと。

10 不具合や故障について

- 家庭で壊れたりなくしたりした時は、すぐに学校に電話で伝えること（土日・祝日を除く）。
- 故障・破損における理由は問わず、修理代を負担していただくこともあるので、大切に使うこと。

11 利用の制限について

- 学校が、タブレット端末の利用時間やインターネットの閲覧制限、利用中の画面のモニタリングなどをすることがあること。
- 「登別市『タブレット端末等持ち帰り利用のルール』」が守れないときは、タブレットを使うことができなくなることがあること。